

1 建築物環境衛生管理技術者とは

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）に規定されている特定建築物（※）において、建築物の維持管理が環境衛生上、適正に管理されるように監督することを職務としている者のこと。

特定建築物の所有者等は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定により、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければなりません。

建築物環境衛生管理技術者は、必要があると認められるときは、特定建築物の所有者等の維持管理について権原を有する者に対し意見を述べるができることとされています。

※特定建築物：興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供する床面積の合計が3,000㎡以上の建築物（学校は8,000㎡以上）

2 建築物環境衛生管理技術者の資格を取得するには

建築物環境衛生管理技術者の免状は、厚生労働大臣から交付されます。免状交付の申請ができるのは、下記のいずれかの方です。

- ア 建築物環境衛生管理技術者講習会の修了者
- イ 建築物環境衛生管理技術者試験の合格者

3 建築物環境衛生管理技術者試験について

（1）受験資格

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校（研修所を含む。）、旅館の用途その他これに類する用途に供される建築物の当該用途部分において環境衛生上の維持管理に関する実務に業として2年以上従事された方。

（2）試験問題数及び配点

試験問題数は全科目合計で180問。配点は、1題につき1点。

（3）試験科目（7科目）

建築物衛生行政概論、建築物の環境衛生、空気環境の調整、建築物の構造概論、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除

（4）合格基準

各科目の得点が「各科目の満点の40%以上」であって、かつ、全科目の得点が「全科目の満点の65%以上」が合格。

4 過去3年間の試験結果

	第37回 (平成19年度)	第38回 (平成20年度)	第39回 (平成21年度)
有効受験者数	9,489人	9,312人	9,918人
合格者数	1,746人	1,666人	1,827人
合格率	18.4%	17.9%	18.4%